

Ⅲ 企画・検査・技術管理

(企画交通課)

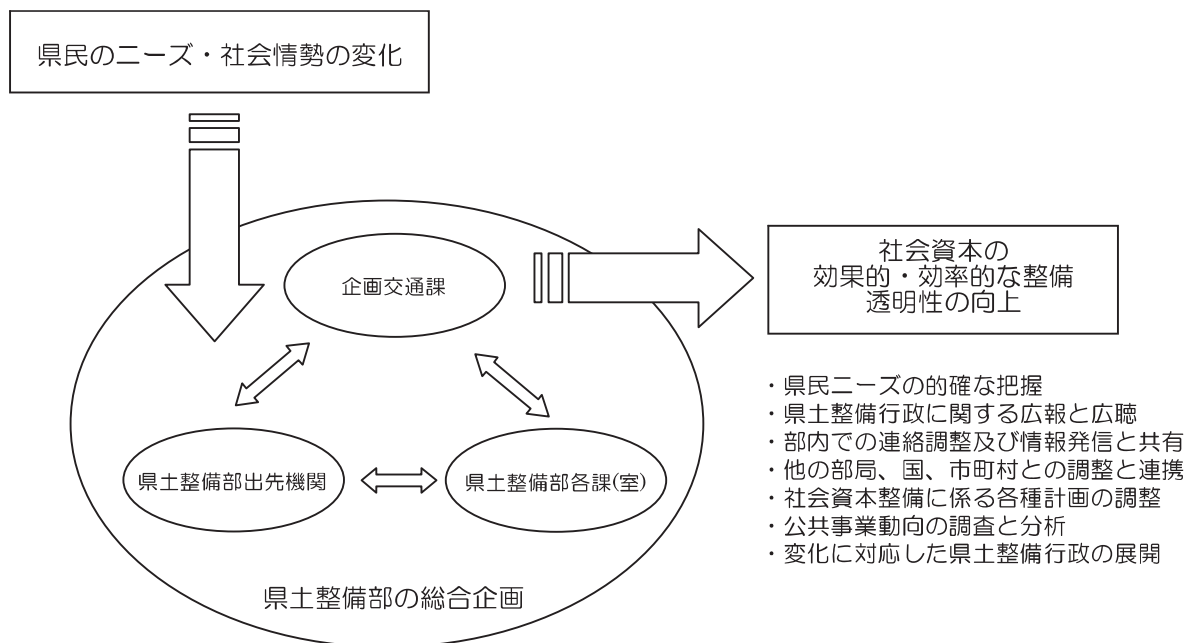
Ⅲ 企画・検査・技術管理

1 企画に関する業務

社会情勢の急激な変化に対応し、多様化する社会資本に対する県民ニーズに応えるため、県土整備部では企画部門の充実強化を図っています。企画交通課では県土整備行政の総合企画、県土整備部が行う公共工事に係る入札・契約制度の改善、公共事業のIT化推進としてCALS/ECの導入、県民参加型地域づくりの推進、公共事業の新規評価及び再評価、県土整備部職員に対する研修、総合交通政策の推進等を行っています。また、工事の契約から完成にいたる一連の事務処理の適正な執行のための指導等も行っていきます。

(1) 県土整備行政の総合企画

企画交通課では県土整備行政の企画・調整及び調査に関することとして、福岡県の重点施策等に関する県土整備部内での政策調整、国の社会資本整備重点計画等各種計画に係る他部及び部内各課との調整に関すること、国政の動向、情報の収集・提供、県土整備部の広報・広聴に関すること等を行っています。県民の社会資本に対するニーズを的確に把握しながら県土整備を推進していきます。



(2) 入札・契約制度の改善

公共工事に関する入札・契約制度等の改善について積極的に推進しています。

ア 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(ア) 目的

公共工事の入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼と建設業の健全な発展を図ることを目的としています。

(イ) 入札・契約適正化の基本となるべき事項

- ① 入札・契約の過程、内容の透明性の確保
- ② 入札・契約参加者の公正な競争の促進
- ③ 不正行為の排除の徹底
- ④ 公共工事の適正な施工の確保

イ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）

(ア) 目的

この法律は、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保を促進することを目的として、平成17年4月1日に施行されました。

(イ) 総合評価方式の導入

この法律により、新しい落札方式として総合評価方式の導入が位置づけられました。総合評価方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と違い、品質を高めるための技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する落札方式です。

福岡県県土整備部では、平成19年4月より一般競争入札・総合評価方式について5千万円以上の工事を対象に試行し、10月から実施しています。

また、5千万円以上の工事の入札事務を企画交通課技術調査室契約班に集中化しています。

ウ 福岡県公共調達改革工程表

平成18年12月の、全国知事会による「都道府県の公共調達改革に関する指針」緊急報告を受け、福岡県公共調達システム改革推進本部が設置されました。この中で、公共調達システムの改革が検討され、平成19年2月に「福岡県公共調達改革工程表」が取りまとめられました。

県土整備部においても、公共調達の適正化のため、積極的にこの改革に取り組んでいます。

エ 改善した事項

(平成23年4月現在)

改 善 事 項	内 容
1 公共工事の発注見通しの公表	
対象とする工事	設計金額が250万円を超える建設工事
公表の方法	工事関係課・工事関係事務所で閲覧及びインターネットで公表
2 予定価格の事前公表	建設工事のうち競争入札に付するもの
3 最低制限価格の事前公表	建設工事のうち競争入札に付するもの
4 最低制限価格の見直し	直接工事費の100分の95、共通仮設費の100分の90、現場管理費の100分の70、一般管理費の100分の30を乗じて得た額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の90を乗じて得た額とし、入札比較価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の70を乗じて得た額とした。
5 一般競争入札の拡大	建設工事について <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年4月～ 5千万円以上で試行 ・平成19年10月～ 5千万円以上で実施 ・1千万円以上への拡大については、今後、実施スケジュールを決定する。
6 総合評価方式	建設工事について 平成19年4月～ 5千万円以上で試行 平成19年10月～ 5千万円以上で実施
7 電子入札の拡大	平成18年1月～ 導入 平成19年4月～ 建設工事5千万円以上で実施 業務委託1千万円以上で実施 平成21年7月～ 建設工事2千万円以上に拡大 業務委託すべての競争入札に拡大
8 技術者の専任制の確認及び施工体制の点検の徹底	1件の請負額が2,500万円（建築一式工事は、5,000万円）以上となる工事において実施。また全ての工事において一括下請けの排除
9 工事成績評定要領の改正	請負金額250万円を超える建設工事において実施
10 第三者の意見の反映	福岡県入札審議委員会の設置
11 格付基準の改正	企業評価における技術評価点数の割合を現行の概ね2倍となるよう算定方式を改正した。

(3) CALS/ECの導入

公共事業のIT化について、福岡県では電子県庁推進計画（平成13年12月）に基づき公共事業の調達業務の電子化促進として、電子入札システム、入札情報サービスシステム、名簿管理システム及び電子納品/情報共有システムの構築を行い、IT活用による行政事務の効率化・高度化、事業者の負担軽減及び公共事業の透明性の確保を目指しています。

ア 電子入札の実施

平成21年7月から、建設工事については2,000万円以上、業務委託についてはすべての競争入札に電子入札の対象範囲を拡大し、実施しています。

平成22年度の実施状況は、建設工事963件、業務委託2,316件となっています。

イ 電子納品の実施

福岡県県土整備部では、平成18年1月より電子納品の試行を開始し、対象範囲については、順次拡大を行うとともに、試行から実施へと移行しています。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子納品に関する要領（案）・基準（案）等を示されたファイルフォーマットに基づいて作成された電子データで納品することです。

電子納品の目的は、最終成果を電子データで納品することにより、業務の効率化、省資源・省スペース化等を図るとともに、業務の高度化、県民サービスの向上、将来的な維持管理、さらには災害時の迅速な対応への備え等、計画→設計→施工→維持管理という、公共事業の一連の流れを通じて活用を図ることです。

対象範囲は次のとおりです。

(1) 工事

＜平成23年度＞

2,000万円以上の全案件で実施

2,000万円未満の全案件で試行

※試行案件の場合は、電子納品を原則とするが、事前協議の結果、受注者が対応準備中である場合、電子納品しないことを認めています。

(2) 業務委託（「用地調査・工損調査等共通仕様書」によるものは除きます。）

＜平成23年度＞

全案件で実施

(4) 県民参加型地域づくりの推進

県民ニーズを的確に把握し、住民の理解を得て県土整備を進めるため、住民参加型地域づくりを推進します。福岡県県土整備部では、道路や河川等の社会資本を整備し、維持・管理するにあたって、事業の構想段階から住民とともに進めていくため、ワークショップ（※）を活用しています。ワークショップを行うことで、住民同士の合意形成、住民ニーズの把握及び住民の参加と責任を促しています。

※ワークショップ…住民同士が主体性や責任を持って将来の「まちづくり」を行政とともに検討する場。

(5) 公共事業評価制度

ア 公共事業の新規事業採択評価制度

(ア) 概要

効果的な事業の選定及び事業採択における透明性の一層の向上を図るため、新規の公共事業の必要性とその効果について、事業実施前に客観的な評価指標を用いて評価を行い、事業の実施や保留等の方針を決定するものです。

(イ) 評価対象

県土整備部が事業主体となって実施する公共事業のうち、(ウ)に示す事業分野及び事業規模に該当する全ての事業（災害などの緊急的な事業、日常的な維持管理事業等を除く）を対象としています。

(ウ) 新規事業採択評価対象事業分野と平成22年度に実施した新規事業評価件数

分類	事業分野	事業規模	件数 (H22)
大規模系事業	改築系道路事業	事業費 10億円以上	2
	河川改修事業		3
	港湾事業		—
	海岸事業		1
	ダム事業		—
小規模系事業	交通安全事業	事業費 2億円以上	2
	河川環境事業		—
	砂防事業		2
	地すべり対策事業		—
	急傾斜地崩壊対策事業		—

合計10件

イ 公共事業の再評価制度

(ア) 概要

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後、

一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等について評価を行い、事業の継続や見直し等の方針を決定するものです。

(イ) 評価対象

県土整備部及び建築都市部が事業主体となって実施する公共事業のうち、以下に該当する全ての事業（維持管理、災害復旧等を除く）を対象としています。

- ① 事業採択後、一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後、長期間（5年間又は10年間）が経過した時点で継続中の事業
- ③ 事業採択前の準備・計画段階で、一定期間（5年間）が経過している事業
- ④ 再評価実施後、一定期間（5年間又は10年間）が経過している事業

(ウ) 事業再評価検討委員会等

公共事業の再評価にあたり、第三者の意見を聴くため、学識経験者等から構成される委員会を設置し諮問を行っています。また、河川法に基づく河川整備計画策定に伴い流域協議会等が設置されている河川等については、委員会に代え、その協議会等への諮問を行っています。

(エ) 平成22年度再評価実施事業

県土整備部 14事業

(6) 土木技術職員研修

ア 目的

現在と将来にわたって県民の安全、安心な生活を確保し、地域の発展を支える社会資本整備を推進していくためには、「基本を守り、多様化に適切に対応する土木技術者」の継続的な育成を図っていく必要があります。そこで、土木技術者としての立場と責任を十分認識し、常に時代の変化に即応した職員の育成を図るための研修を体系的に実施しています。

イ 平成23年度の研修予定

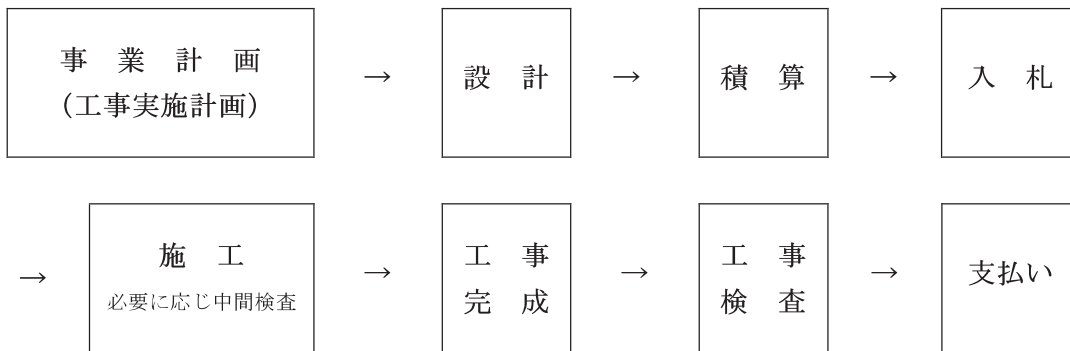
研修名	内 容
土木技術 Ⅰ 研修	新規採用の土木技術職員に対して、職務の遂行に必要な基礎的知識や技術職員としての心構え及び意識の確立を図ります。
土木技術 Ⅱ 研修	採用されて3年目を迎えた土木技術職員に対して、職務の遂行に必要な知識及び技術を習得させます。
主任技師 研 修	中堅技術職員としての役割を自覚させ、職務の遂行に必要な高度の施工管理技術を習得させるとともに、判断能力の向上を図ります。
技術主査 研 修	係長の補佐及び若手職員への指導など、職場で中心となって課題等の問題解決に取り組むための能力を習得させます。

2 検査体制

(1) 検査業務

工事の検査業務は、工事が完成または部分的に完成した段階で、工事が契約内容どおり適正に履行されているか、施工管理資料及び現地計測等により確認して行います。

平成14年度より検査レベルの向上を図るため、従来の検査体制を見直して業務の集中化を行いました。また、検査要綱を改正し、検査業務の正確性を高めるとともに、一層の効率化を図りました。平成15年度からは毎年検査方法を見直し、工事成績評定を充実させ、工事に関する技術水準の向上を図るとともに請負業者の指導育成を行っています。



(2) 平成23年度の検査体制

検査員の配置	検査員	対象工事
企画交通課 技術調査室	ア 本庁検査 部長から検査を命じられた本検査員又は 依命検査員が行います。	3,000万円以上の工事
検査監1名 検査員11名	イ 事務所検査甲 所長の依頼により企画交通課技術調査室 長から検査を命じられた本検査員又は依命 検査員が行います。	500万円以上 3,000万円未満の工事
出先機関 (依命)	ウ 事務所検査乙 所長から検査を命じられた依命検査員が 行います。	500万円未満の工事

(3) 完成検査件数と請負金額の推移

年度	件数	金額(千円)	1件当たり金額(千円)
平成18年度	4,841	68,097,135	14,067
平成19年度	4,333	65,735,110	15,171
平成20年度	4,063	64,537,492	15,884
平成21年度	4,857	80,699,725	16,615
平成22年度	5,032	82,482,877	16,392

3 技術管理に関する指導

(1) 設計単価・歩掛・技術基準等の制定及び改定

県が発注する工事の設計積算の基礎となる設計単価・歩掛・技術基準等について、国の基準に準拠しながら制定・改定を行っています。

現在、下記の図書を印刷・発行しています。

名 称	主 な 内 容	備 考
土木工事实施設計単価表	労務費 材料費	年1回改定 原則年2回改定
建設機械等損料算定表	機械経費	2年に1回改定
土木工事標準積算基準書	共通編 道路編 河川編	年1回改定
機械設備積算要領	水門編	年1回改定
設計業務等標準積算基準書 用地調査等業務費積算基準書		年1回改定
設計業務等委託共通仕様書 測量業務共通仕様書 地質調査業務委託共通仕様書 用地調査・工損調査等共通仕様書 (用地課発行)	各業務に共通する技術上の指示事項等を規定	(目的) 契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図る。

(2) 土木工事の施工管理・品質管理・安全管理についての指導

ア 土木工事の施工管理についての指導

「請負者による自主施工の原則」のもとで、土木工事の施工管理の統一化と内容の充実を図るため、施工管理に関する図書を制定して指導を行っています。

施工管理関係の制定図書

制定図書名	制定日	備 考
土木工事共通仕様書	平成 22 年 4 月	
土木工事施工管理の手引き	平成 23 年 4 月	土木工事技術管理基準を含む

イ 土木工事の品質管理についての指導

(ア) 資材の品質管理についての指導

土木工事に使用する主要な資材について、定期的に立会検査を実施し、品質管理についての状況を確認するとともに、指導を行っています。

立会検査を実施している主要資材

資 材 名	備 考
アスファルト混合物	アスファルト混合物事前審査制度における検査に立会
コンクリート二次製品	積ブロック、側溝、L型擁壁等

(イ) 施工に関する品質管理についての指導

土木工事の施工に関して、請負業者に共通仕様書等で義務付けている品質管理についての指導を行うとともに、その品質が構造物の耐久性等に重大な影響を及ぼすものについては、品質の確認試験を公的試験機関（原則として、（財）福岡県建設技術情報センター）で実施することとしています。

公的試験機関に品質管理試験を義務付けている主な工種

工 種	試験基準等
コンクリート工	重要構造物は1週・4週強度、一般構造物は4週強度
舗装工	施工後採取コアの密度・抽出試験、ホイールトラッキング試験
鉄筋工	ガス圧接工実施時の引張試験

ウ 土木工事の安全管理についての指導

土木工事の安全管理対策について、各出先事務所に「安全対策委員会」を設置し、現場安全点検や現場での安全訓練活動実施の徹底等を行っています。また、「施工計画書」の記載事項についての指導、手すり先行足場設置の義務付け等を行っています。

(3) 総合的な副産物対策

建設工事では建設副産物（建設発生土やコンクリート、アスファルト、木材等の建設廃棄物）が発生します。これまでの様々な取り組みにより、建設廃棄物の排出量は減少し、再資源化率等は上昇しています。

このことから、本県としても引き続き建設工事において、資源の有効利用、環境負荷の低減にも考慮した様々な対応を展開しています。

また、平成14年に、建設リサイクル法が完全施行されたことに伴い、資源の再利用を促進してリサイクル社会を構築するための取り組みを行うこととしています。

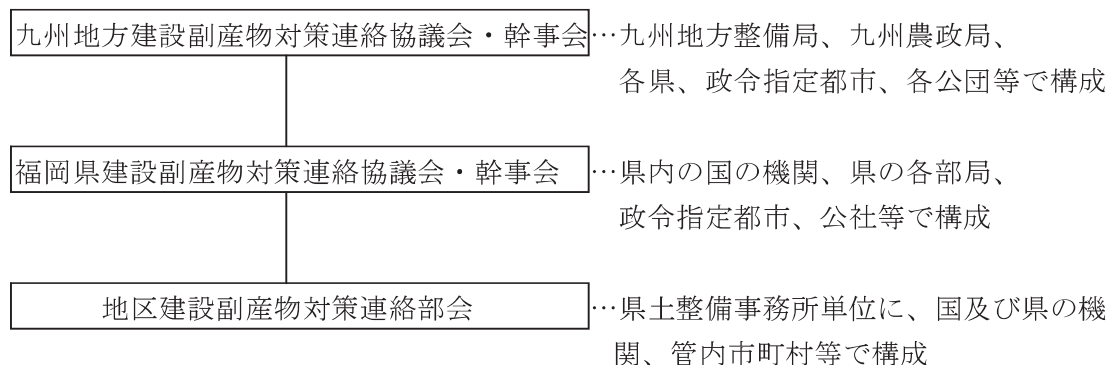
ア 発注担当者への指導

建設副産物の適正処理や公共工事でのリサイクルの推進を図るために、具体的なマニュアルとして「建設副産物の手引き」を制定し、基本施策の周知徹底を行っています。

基本施策	具体的な取組み
<ul style="list-style-type: none">・ 発生の抑制・ 再利用の促進・ 適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none">・ リサイクル原則化ルール・ 建設リサイクル推進計画 2008・ 九州地方における建設リサイクル推進計画 2010・ 九州地方建設発生土等の有効利用に関する行動計画

イ 発注者間の連携・情報交換の推進

建設副産物対策に関して、国や地方自治体の各公共工事発注部局間での連携や情報交換の推進、各種施策の徹底を目的として設立された建設副産物対策連絡協議会の、県の事務局として活動しています。



ウ 建設リサイクル法への対応

(ア) 法の背景と経緯

この法律は、正式には「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」といい、循環型社会の形成を促進するため、建設資材の廃棄物に着目して、そのリサイクルを促進するために制定されたもので、平成12年5月31日に公布され、平成14年5月30日から完全施行されています。

(イ) 法の概要

一定規模以上の建築物及びその他の工作物に関する建設工事について、使用されている特定建設資材を分別解体等により、現場で分別することを義務付けています。

a 対象建設工事

- ①床面積80㎡以上の建築物の解体工事
- ②床面積500㎡以上の建築物の新築工事
- ③建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）で請負金額1億円以上のもの
- ④その他工作物に関する工事（土木工事等）で請負金額500万円以上のもの

分別解体等に伴って生じた特定建設資材の廃棄物については、再資源化を義務付け、リサイクルを推進することとしています。

b 特定建設資材

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄からなる建設資材
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

また、都道府県は、国の基本方針に即して、都道府県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針を定めるものとしています。

(ウ) 本県の基本的方向

本県は、平成14年3月、建設リサイクル法に基づき、資源の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を促進するため、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を定めました。

特定建設資材廃棄物の再資源化等率の目標として

- ①コンクリート
- ②木材
- ③アスファルト・コンクリート

以上の3品目については、平成24年度迄に再資源化等率95%を目指し、県の公共工事においても率先してリサイクル材の利用の推進を図ることとしています。

さらに、建設資材の開発・製造から設計・施工・廃棄・再資源化に至るリサイクルシステムの形成を促進するために、関係者全体の適切な役割分担の下で、それぞ

れが連携しながら積極的に取り組むこととしています。

これらのことから、県土整備部が行う公共事業においても、建設リサイクル法を遵守し、指針に示された目標を達成するために先導的な役割を果たし、循環型社会の構築を目指すことが重要です。

エ 建設発生土の有効活用について

(ア) 背景

全国的な調査結果によると、建設発生土の場外搬出量は搬入土砂利用量を大きく上回っているなど、建設発生土を取り巻く環境は厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえ、国土交通省においては「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」を策定し、建設発生土等の有効利用をより一層推進するための取り組みが実施されています。

(イ) 福岡県の取り組み

本県では、国土交通省の「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に基づき、

- ①公共工事土量調査の実施
- ②建設発生土等の工事間利用の促進

などに対する取り組みを実施することとしています。

(4) 福岡県公共工事コスト縮減対策について

ア これまでの取り組み

福岡県では、平成9年6月に知事を議長とする「公共事業等施行対策連絡会議」の部会として「公共工事コスト縮減対策部会」を設置し、政府旧指針を踏まえ、平成9年11月に「福岡県公共工事コスト縮減対策行動計画」を策定し、平成9年度から平成11年度にわたり実施してきました。この3年間の取り組みにおいては、平成11年度での、工事の計画・設計等の見直しや工事発注の効率化等の直接的施策による縮減率は約7.2%となっており、旧行動計画において掲げられた数値目標をほぼ達成しました。

そして、厳しい財政事情の下で引き続き社会資本整備を着実に進めていくことが要請されたこと、また、それまで実施してきたコスト縮減施策の定着を図ることや新たなコスト縮減施策を進めていくことが重要な課題となったため、平成13年度から平成20年度までを期間として、工事コストの低減だけでなく、工事の時間的コストの低減、施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減、工事における社会的コストの低減、工事の効率性向上による長期的コストの低減を含めた総合的なコスト縮減について、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定し、取り組みをおこないました。

さらに、平成15年度に国が策定した公共事業のすべてのプロセスをコストの観点から見直す「コスト構造改革」の施策を取り入れ、平成16年度から新行動計画の第2次取り組みを、さらに、平成19年度にはこれまでの施策の見直しを行い、平成20年度までを第3次取り組みと位置づけ、新行動計画の最終取り組みを行いました。

イ 福岡県公共事業コスト構造改善プログラム

依然として厳しい財政事情が続くなか、品質の確保を図りながら、引き続きコスト縮減の取り組みを継続する必要がある、今後はより一層のコストと品質の両面を重視する取り組みの推進を図ることが急務となっています。

そこで、これまで実施してきたコスト縮減施策の定着を図るとともに、国が策定した「公共事業コスト構造改善プログラム」を参考とし、平成21年9月に福岡県の公共事業を対象とした「福岡県公共事業コスト構造改善プログラム」を策定しました。

民間企業による技術革新の進展、老朽化する社会資本が急増する中で国民の安全・安心へのニーズや将来の維持管理・更新費用が増大することへの対応、近年の地球温暖化等の環境問題に対する世論の高まりを踏まえ、コストと品質の観点から公共事業を改善し、良質な社会資本を効率的に整備・維持することをめざします。

具体的施策は以下のとおりです。

(ア) 事業のスピードアップ

1) 合意形成・協議手続きの改善

- ①構想段階からの合意形成手続きの積極的導入・推進
- ②関係機関との調整による協議手続きの迅速化・簡素化

2) 事業の重点化・集中化

- ③事業評価の厳格な実施による透明性の向上
- ④重点的な投資や事業の進捗管理の徹底による事業効果の早期発現

3) 用地・補償の円滑化

- ⑤あらかじめ明示された完成時期を目標とした計画的な用地取得を実現
- ⑥用地取得業務の効率化のための民間活力の活用

(イ) 計画・設計・施工の最適化

1) 計画・設計の見直し

- ①技術基準類の見直し
- ②技術基準の弾力的運用（ローカルルールの設定）
- ③設計 VE による計画・設計の見直し
- ④計画手法の見直し
- ⑤農家や地域住民等の参加による低コスト整備の推進

2) 施工の見直し

- ⑥工事における事業間連携等の推進
- ⑦建設副産物対策等の推進

3) 民間技術の積極的な活用

- ⑧公共工事等における新技術活用システム（NETIS）等を通じた民間技術の積極的活用
- ⑨ICT を活用した新たな施工技術（情報化施工）の普及を戦略的に推進

4) 社会的コストの低減

- ⑩工事に伴う CO2 排出の抑制による地球温暖化対策の一層の推進

- ⑪社会的影響の低減（騒音・振動等の抑制、大気環境に与える負荷の低減、工事による渋滞損失の低減、事故の防止）
- 5) 環境対策の推進
 - ⑫地球温暖化防止の一環として、間伐材の積極的な活用を促進
 - ⑬農業・農村が有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう配慮
 - ⑭農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性に、より配慮した農業農村整備事業を展開
 - ⑮環境と調和した施設への転換
- (ウ) 維持管理の最適化
 - 1) 民間技術の積極的な活用
 - ①産学官共同研究による維持管理技術の高度化
 - ②施設の長寿命化を図るための技術基準類の策定
 - 2) 戦略的な維持管理
 - ③公共施設の点検結果等にかかるデータベースの整備
 - ④公共施設の健全度を評価するための指標の設定
 - ⑤公共施設の長寿命化に関する計画策定の推進
 - ⑥地域の実情や施設特性に応じた維持管理の推進
- (エ) 調達最適化
 - 1) 電子調達の推進
 - ①CALS/EC の活用による入札・契約の推進
 - ②電子情報の共有化による建設工事の生産性の向上
 - 2) 入札・契約の見直し
 - ③総合評価方式の促進
 - ④多様な発注方式の活用
 - ⑤企業の持つ技術力・経営力の適正な評価
 - ⑥民間の技術力・ノウハウを活用した調達方式（PFI）の推進
 - ⑦複数年にわたる工事の円滑な執行のための手続き改善
 - ⑧受発注者のパートナーシップの構築による建設システムの生産性向上
 - ⑨公共工事等の品質確保の推進
 - 3) 積算の見直し
 - ⑩ユニットプライス型積算方式の導入や市場単価方式の適用拡大
 - ⑪市場を的確に反映した積算方式の整備

ウ 具体的施策の実施にあたっての留意点

(ア) 機能・品質の確保

公共工事のコスト縮減については、社会資本が本来備えるべき供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等の所要の基本的機能・品質を満足させた上で、総合的なコスト低減を目指す必要があります。

(イ) 不当なしわ寄せの防止

具体的な裏付けなしに工事価格のみを下げるなど、下請企業、資材供給者、労働者等が不当なしわ寄せを被るような状態を生起させてはなりません。

(ウ) 不正行為の防止

公共工事の実施に当たっては、入札談合などの不正行為を防止し、公正な競争を確保することが不可欠です。このため、公共工事の入札・契約制度の改善を図り、入札談合の根絶に努めることにより、適切な公共工事のコスト形成に資することとされています。

(5) 設計VEの導入

福岡県県土整備部では、新たな仕事の進め方の一つとして、優れた知識や経験を持つ技術者の知恵や工夫を設計に結集する設計VEを導入します。

Value Engineering (VE) とは価値（機能（品質）とコスト）を最適化するための手法です。設計VEは事業計画の早い段階、すなわち設計段階においてVEを実施するものです。設計段階で対象物の機能とコストを検討することで、利用者のニーズに適合した、優れた品質の社会資本を合理的な価格で提供していくことができます。

さらには職員自身が個々の事業を深く見つめ直すことで、技術力向上と意識改革が進み、質の高い県土整備行政の運営を行うことができます。

(6) 新技術・新工法の活用促進

社会資本の整備にあたっては、建設コストの縮減、安全・安心の確立、環境負荷軽減等の課題に対応する必要があります。これらの課題を解決する手段として、県内の企業等が開発した有用な新技術及び新工法を積極的かつ円滑に活用していくことは大変重要なことであると考えております。そこで県土整備部では、「福岡県新技術・新工法活用促進制度」（愛称「福岡新技術新工法ライブラリー」）を創設しました。

※ 新技術・新工法活用促進制度

福岡県県土整備部の道路、河川、ダム、港湾、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地に関する事業を活用対象として「新技術・新工法活用促進制度」を平成18年度に創設し、平成19年度より制度運用を行っています。

「新技術・新工法活用促進制度」のホームページは、下記URLよりアクセスできます。

<http://f-newtec.jpn.org/>